

役員推薦規程

(総 則)

第1条 一般社団法人秋田県臨床検査技師会の定款第21条第1項および組織運営規程第7条による役員の推薦について定める。

(役員推薦委員会)

第2条 組織運営規程第14条による役員を推薦するため役員推薦委員会(以下「委員会」という)を置く。

(役員推薦委員)

第3条 役員推薦委員(以下「委員」という)は、組織運営規程別表の各支部より(県北2名、中央2名、由利1名、県南2名)選出し、7名をもって構成する。

- 2 委員は、会員歴が3年以上の正会員であることとする。
- 3 委員は、会長が委嘱する。
- 4 役員または役員に推薦されたものは、委員となることはできない。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし欠員により選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選とする。

(会議の招集および構成)

第5条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席者がなければ開催できない。
- 3 委員の3分の1以上から会議の開催要求があった場合、委員長は会議を開催しなければならない。

(会 議)

第6条 会議は、会長の要請により、理事及び監事の候補者を選出する。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、直ちに会議を開催し、後任について推薦する。委員長は、組織運営規程第10条の手続きをとる。
- 3 委員長は、会議の結果を総会に報告する。

(規程の改廃)

第7条 この規程は、理事会の決議を経なければ改廃することはできない。

附 則

この規程は昭和61年4月1日から施行する。

2 平成18年6月16日変更

平成24年5月11日変更

平成30年4月1日変更

令和2年4月22日変更

この規程は令和4年4月1日から施行する。